

宮崎労働局発表  
令和元年 12 月 25 日 (水)

**【照会先】**

職業安定部職業対策課

課長 田島 邦彦  
課長補佐 紫藤 靖弘  
障害者雇用担当官 東郷 ますえ  
電話 (0985)38-8824

## 令和元年 6 月 1 日現在の障害者の雇用状況

### ～雇用障害者数が過去最高～

宮崎労働局では、このほど宮崎県に本社がある事業主における、令和元年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成 30 年 4 月 1 日に改定されています（民間企業の場合は 2.0%→2.2%）。

**【集計結果の主なポイント】****障害者の雇用状況****【民間企業（法定雇用率 2.2%、企業規模 45.5 人以上）】**

- 雇用障害者数、実雇用率とも過去最高を更新。
  - ・雇用障害者数は 2,873.5 人、対前年度 3.5%（97.5 人）増加。
  - ・実雇用率 2.45%、前年度比 0.05 ポイント上昇、全国 9 位  
※全国の平均実雇用率 2.11%
  
- 法定雇用率達成企業の割合は 63.0%、対前年度 0.6 ポイント減少、全国 3 位  
※全国の法定雇用率達成企業割合 48.0%

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

### 【民間企業（45.5人以上規模の企業）における雇用状況】

- 雇用されている障害者の数は、前年の 2,776.0 人に比べて 97.5 人（3.5%）増の 2,873.5 人となり 17 年連続で増加し過去最高となった。障害種別では身体障害者が 1,835.5 人（対前年比 51 人、2.9%増）、知的障害者 695.5 人（同 33.5 人、5.1%増）、精神障害者は 342.5 人（同 13.0 人、3.9%増）と増加した。

（グラフ、別紙 1、別紙 3 参照）

- 実雇用率は、前年の 2.40%に比べて 0.05 ポイント上昇し、2.45%となった。  
また、都道府県順位は第 9 位（前年第 7 位）であった。

（別紙 1 参照）

- 法定雇用率（2.2%）達成企業の割合は、前年の 63.6%に比べて 0.6 ポイント減少し、63.0%となった。また、都道府県順位は第 3 位（前年第 3 位）であった。

（別紙 1 参照）

- 報告対象企業数は前年の 822 社に対して 830 社、対前年度比 0.97%（8 社）増であった。

内訳として、100 人未満規模企業は 463 社で、対前年度比 2.4%（11 社）増、100 人から 300 人未満規模企業は 281 社で、対前年度比 2.8%（8 社）減、300 人から 500 人未満規模企業は 54 社で、対前年度比 10.2%（5 社）増、500 人以上 1000 人未満規模企業は 22 社、また、1000 人以上規模企業が 10 社で、それぞれ前年度から変更はなかった。

（別紙 2 参照）

### 【企業規模別の状況】（別紙 2 参照）

- 規模別で見ると、雇用されている障害者数は、100 人未満規模企業で 681.0 人、前年度（678.5 人）から 2.5 人増（0.4%増）、100 人～300 人未満規模企業で 1,095.5 人、前年度（1,079.0 人）から 16.5 人増（1.5%増）、300 人～500 人未満規模企業で 425.0 人で前年度（379.0 人）から 46 人増（12.1%増）、500 人～1000 人未満規模企業で 400.0 人、前年度（370.5 人）から 29.5 人増（8.0%増）、1000 人以上規模企業で 272.0 人、前年度 269.0 人から 3.0 人（1.1%増）であった。

- 企業規模別の実雇用率は、45.5 人～100 人未満規模企業が最も低く 2.26%となったが、すべての規模で法定雇用率 2.2%を上回った。

- 企業規模別の達成企業割合は、45.5 人～100 人未満規模企業が 60.9%、300～500 人未満規模企業が 61.1%であり、県平均 63.0%を下回っている。

### 【産業別の状況】（別紙2参照）

- 報告対象企業数は、医療・福祉業 240 社（28.9%）、製造業 160 社（19.3%）、卸売・小売業 123 社（14.8%）が多く、前年と変わらない状況である。
- 雇用されている障害者の数は、「運輸業・郵便業」、「学研究・専門サービス業」、「医療・福祉業」以外のすべての業種で前年よりも増加した。
- 実雇用率については、前年と同様に、「製造業」（2.67%）、「電気・ガス・熱供給、水道業」（4.01%）、「運輸業、郵便業」（2.41%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（4.19%）、「医療、福祉業」（2.95%）、「サービス業」（2.33%）で法定雇用率 2.2%を上回った。

### 【法定雇用率未達成企業の状況】（別紙4参照）

- 法定雇用率未達成企業は 307 社（前年 299 社）。そのうち、不足数が 0.5 人又は 1 人の企業は 241 社で、未達成企業全体の 78.5%を占めている。  
また、障害者を 1 人も雇用していない企業（0 人雇用企業）は 178 社（前年 177 社）であり、未達成企業に占める割合は、58.0%となっている。

### 【公的機関】（別紙5～7参照）

- 2.5%の法定雇用率が適用される機関（地方公共団体（県の教育委員会を除く））  
在職している障害者の数は 417.5 人で、前年の 393.0 人より 24.5 人増加しており、実雇用率は 2.50%となり、前年の 2.48 に比べ 0.02 ポイント上昇した。

県の機関は 4 機関のうち 1 機関、市町村の機関は 26 市町村のうち 3 市 5 町が雇用率未達成となった。

〈未達成機関〉 宮崎県病院局、都城市、延岡市、日向市、綾町、高千穂町、都農町、高鍋町、高原町

※ 尚、延岡市については、令和元年 11 月 14 日現在で、不足数解消となった。

- 2.4%の法定雇用率が適用される機関（県の教育委員会）  
在職している障害者の数は 178.0 人で、前年の 168.0 人より 10 人増加したが、実雇用率は 2.23%となり、雇用率未達成となった。

### 【独立行政法人等】（別紙5～7参照）

- 2.5%の法定雇用率が適用される機関  
県内の独立行政法人 5 機関にて雇用されている障害者の数は 61.0 人で、実雇用率は 2.55%となり、全機関が達成となっている。

## 未達成企業等への対応

### 【民間企業】

- 法定雇用率未達成の民間企業に対しては、各公共職業安定所長が達成指導を実施しており、平成 30 年 6 月 1 日から令和元年 5 月末までに平成 30 年 6 月 1 日現在で未達成であった 299 社全社に対し達成指導を行い、うち、55 社の未達成が解消された。  
また、今年度においても、令和元年 11 月末までに令和元年 6 月 1 日現在で未達成であった 307 社のうち 145 社に対し達成指導を行い、うち、18 社の未達成が解消されている。

### 【公的機関】

- 公的機関については、労働者を雇用する立場においては、民間企業と同様であるが、民間企業に障害者雇用について協力を求める以上、民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成すべき立場にある。  
未達成機関に対しては、令和 2 年 1 月 1 日を始期とする「障害者採用計画」の策定、提出と合わせ早期の解消を求めている。

### 【達成指導の実施】

- 未達成企業の事業主及び未達成公的機関の首長に対し、労働局幹部や管轄公共職業安定所長等の訪問により、現状確認を行うと共に障害者雇用事例等の提供や各障害者就労支援機関の各種支援策を説明し、障害者雇用への理解を求め、早期の未達成解消の指導を実施している。
- 特に 0 人雇用企業（障害者を一人も雇用していない企業）については、法の趣旨、雇用義務及び社会的責任について改めて指導を行うとともに、障害者雇用のための支援を行っている。  
具体的な取組としては、障害者の雇用経験やノウハウが不足しており、障害者の雇入れに関して不安を感じている企業を対象として、先進的な企業による障害者雇用の事例・職務の切り出し方をテーマとした障害者雇用促進セミナーや事業所見学会、企業・障害者双方の不安を解消するための職場実習、県内 4 地域で開催される障害者ふれあい合同面談会等を実施している。また、ハローワークにおいては各障害者就労支援機関とチームを組んで、きめ細やかな職業相談・就職後の職場定着支援を実施している。

## 総 括 表

### 令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況(宮崎県)

#### 1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	117,151.0 人	2,873.5 人	2.45 %	523 / 830	63.0 %
	( 115,856.5 人 )	[ 2,519 人 ] ( 2,776.0 人 )	( 2.40 % )	( 523 / 822 )	( 63.6 % )

※[ ]内は実人員。以下同じ。

#### 2. 地方公共団体における在職状況

##### (1) 都道府県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	5,570.0 人	146.5 人	2.63 %	3 / 4	75.0 %
	( 5,100.5 人 )	[ 112 ] ( 128.5 人 )	( 2.52 % )	( 2 / 4 )	( 50.0 % )
宮崎県知事部局	4,088.0 人	114.0 人	2.79 %	1 / 1	100.0 %
	( 4,005.5 人 )	[ 88 ] ( 108.0 人 )	( 2.70 % )	( 1 / 1 )	( 100.0 % )
その他の県機関	1,482.0 人	32.5 人	2.19 %	2 / 3	66.7 %
	( 1,095.0 人 )	[ 24 ] ( 20.5 人 )	( 1.87 % )	( 1 / 3 )	( 33.3 % )

※「その他の県機関」とは、宮崎県企業局、宮崎県病院局、宮崎県警察本部である。

##### (2) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	11,147.0 人	271.0 人	2.43 %	18 / 26	69.2 %
	( 10,744.5 人 )	[ 220 ] ( 264.5 人 )	( 2.46 % )	( 20 / 26 )	( 76.9 % )

##### (3) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
宮崎県教育委員会	7,980.5 人	178.0 人	2.23 %	0 / 1	0.0 %
	( 6,657.0 人 )	[ 119 ] ( 168.0 人 )	( 2.52 % )	( 1 / 1 )	( 100.0 % )

#### 3. 地方独立行政法人における雇用状況

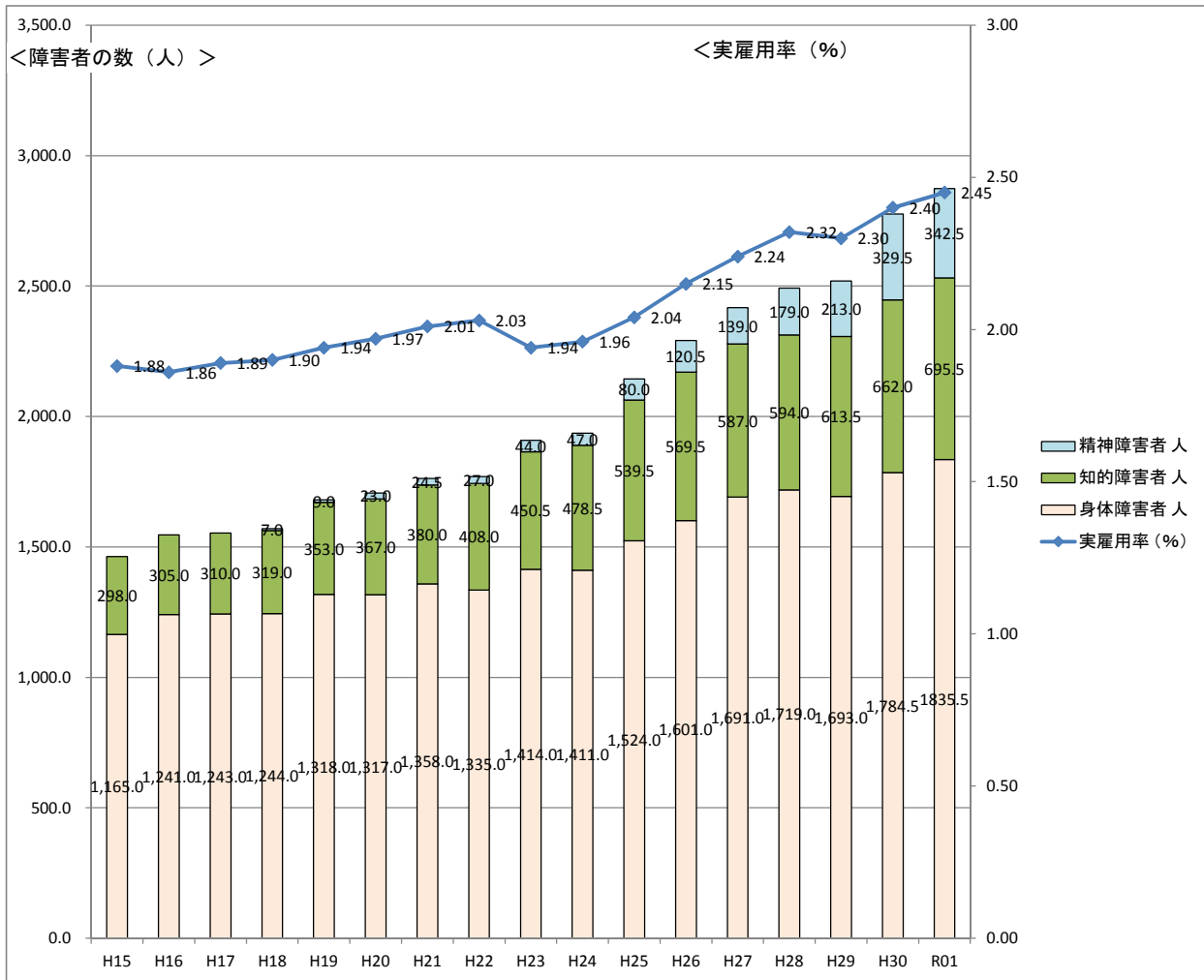
	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	2,395.5 人	61.0 人	2.55 %	5 / 5	100.0 %
	( 2,295.5 人 )	[ 45 ] ( 48.0 人 )	( 2.09 % )	( 2 / 4 )	( 50.0 % )

- 注 1 1の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については1人分とカウントしている。
- ① 平成28年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ( )内は、平成30年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

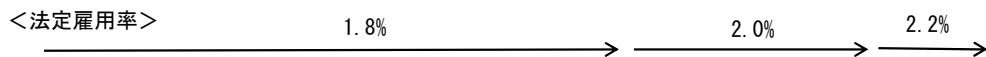
# 宮崎県の民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

## (1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

令和元年6月1日現在



雇用障害者全数(人)	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
	1463.0	1546.0	1553.0	1570.0	1680.0	1707.0	1762.5	1770.0	1908.5	1936.5	2143.5	2291.0	2417.0	2492.0	2519.5	2776.0	2873.5



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 身体障害者である短時間労働者  
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 知的障害者である短時間労働者  
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 （精神障害者である短時間労働者のうち3年以内に雇用された者又は手帳を取得したものは1.0人で特例的にカウント）

平成30年度  
 よりの特例

## 民間企業における障害者の雇用状況(宮崎県)

令和元年6月1日現在

## 1 一般の民間企業における障害者雇用状況

年	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成 企業数 社	雇用率達成 企業割合 %
			合計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人			
令和元年	830	117,151.0	2,873.5	1,835.5	695.5	342.5	2.45	523	63.0

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。

※重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。

## 2 一般の民間企業における雇用状況の推移

	年	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成 企業数 社	雇用率達成 企業割合 %
				合計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人			
全国	平成26年	86,648	23,650,463.5	431,225.5	313,314.5	90,203.0	27,708.0	1.82	38,760	44.7
	平成27年	87,935	24,122,923.0	453,133.5	320,752.5	97,744.0	34,637.0	1.88	41,485	47.2
	平成28年	89,359	24,650,200.5	474,374.0	327,600.0	104,746.0	42,028.0	1.92	43,569	48.8
	平成29年	91,024	25,204,720.0	495,795.0	333,454.0	112,293.5	50,047.5	1.97	45,553	50.0
	平成30年	100,586	26,104,834.5	534,769.5	346,208.0	121,166.5	67,395.0	2.05	46,217	45.9
	令和元年	101,889	26,585,858.0	560,608.5	354,134.0	128,383.0	78,091.5	2.11	48,898	48.0
宮崎県	平成26年	718	106,312.0	2,291.0	1,601.0	569.5	120.5	2.15	455	63.4
	平成27年	726	107,810.5	2,417.0	1,691.0	587.0	139.0	2.24	498	68.6
	平成28年	727	107,640.5	2,492.0	1,719.0	594.0	179.0	2.32	486	66.9
	平成29年	735	109,537.5	2,519.5	1,693.0	613.5	213.0	2.30	489	66.5
	平成30年	822	115,856.5	2,776.0	1,784.5	662.0	329.5	2.40	523	63.6
	令和元年	830	117,151.0	2,873.5	1,835.5	695.5	342.5	2.45	523	63.0

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。

※重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントしている。

## 3 一般の民間企業における雇用率、雇用率達成企業割合の都道府県順位

	順位	1位 %		2位 %		3位 %		4位 %		5位 %		6位 %		7位 %		8位 %		9位 %	
		令和元年	実雇用率	2.79	奈良県	2.66	沖縄県	2.61	佐賀県	2.59	山口県	2.58	大分県	2.54	長崎県	2.49	島根県	2.46	和歌山県
	達成企業割合	69.5	島根県	68.7	佐賀県	63.0	宮崎県	62.3	大分県	62.1	和歌山県	61.4	高知県	61.3	長崎県	60.7	徳島県	60.4	秋田県
平成30年	実雇用率	2.73	沖縄県	2.67	奈良県	2.58	山口県	2.55	佐賀県	2.52	岡山県	2.46	大分県	2.40	宮崎県	2.40	福井県	2.40	島根県
	達成企業割合	66.3	佐賀県	65.9	島根県	63.6	宮崎県	60.3	徳島県	59.7	高知県	59.4	大分県	59.1	鹿児島県	58.7	和歌山県	58.1	三重県

## 4 安定所別の障害者雇用状況

安定所	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成 企業数 社	雇用率達成 企業割合 %
			合計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人			
宮崎	365	54,963.0	1,369.5	871.5	308.5	189.5	2.49%	222	60.8%
延岡	91	11,349.0	198.5	135.0	44.0	19.5	1.75%	46	50.5%
日向	58	8,055.0	183.5	119.5	52.0	12.0	2.28%	32	55.2%
都城	169	22,153.0	570.0	365.0	142.0	63.0	2.57%	112	66.3%
日南	50	5,673.5	151.0	102.5	30.5	18.0	2.66%	37	74.0%
高鍋	53	8,521.0	219.0	123.0	73.0	23.0	2.57%	40	75.5%
小林	44	6,436.5	182.0	119.0	45.5	17.5	2.83%	34	77.3%
計	830	117,151.0	2,873.5	1,835.5	695.5	342.5	2.45%	523	63.0%

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。

※重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。

## 産業別・規模別の民間企業における障害者の雇用状況(宮崎県)

令和元年6月1日現在

	企業数 社	雇 用 状 況						実雇用率 %	雇用率 達成 企業数 社	雇用率 達成 企業割合 %	
		算定基礎 労働者数 人	障 害 者 の 数								
			A 重度身体障害 者及び重度知 的障害者 人	B 重度身体障害 者及び重度知 的障害者であ る短時間労働 者 人	C 重度以外の 身体障害者、 知的障害者、 精神障害者 (注2) 人	D 重度以外の身体 障害者及び知的 障害者並びに精 神障害者(注2) である短時間 労働者 人	E 合計 A×2+B+C+ D×0.5 人				
企 業 計	830 (822)	117,151.0 (115,856.5)	536 (511)	100 (119)	1,520 (1,479)	363 (312)	2,873.5 (2,776.0)	2.45% (2.40)	523 (523)	63.0 (63.6)	
産 業 別	農・林・漁業	21 (21)	2,087.0 (1,689.5)	5 (2)	4 (2)	14 (20)	8 (6)	32.0 (29.0)	1.53% (1.72)	12 (13)	57.1 (61.9)
	鉱業, 採石業, 砂利 採取業	1 (1)	55.0 (54.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.00% (0.00)	0 (0.0)	0.0 (0.0)
	建設業	34 (33)	3,233.0 (3,079.5)	19 (19)	1 (1)	29 (26)	0 (1)	68.0 (65.5)	2.10% (2.13)	22 (21)	64.7 (63.6)
	製造業	160 (160)	26,821.5 (26,514.0)	148 (140)	9 (11)	399 (382)	25 (24)	716.5 (685.0)	2.67% (2.58)	105 (108)	65.6 (67.5)
	電気・ガス・熱供給	2 (2)	224.5 (232.5)	1 (1)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	9.0 (9.0)	4.01% (3.87)	2 (2)	100.0 (100.0)
	情報通信業	22 (23)	3,105.5 (3,087.5)	11 (10)	3 (2)	19 (16)	2 (2)	45.0 (39.0)	1.45% (1.26)	11 (10)	50.0 (43.5)
	運輸業・郵便業	45 (43)	5,668.5 (5,544.0)	20 (23)	1 (10)	91 (84)	9 (3)	136.5 (141.5)	2.41% (2.55)	28 (32)	62.2 (74.4)
	卸売・小売業	123 (120)	17,130.5 (16,686.0)	44 (45)	25 (25)	208 (192)	59 (53)	350.5 (333.5)	2.05% (2.00)	66 (69)	53.7 (57.5)
	金融・保険業	13 (14)	4,658.0 (4,148.0)	20 (22)	2 (2)	39 (34)	7 (7)	84.5 (83.5)	1.81% (2.01)	5 (10)	38.5 (71.4)
	不動産業・物品賃貸 業	9 (7)	803.5 (786.5)	3 (3)	0 (0)	6 (3)	0 (0)	12.0 (9.0)	1.49% (1.14)	4 (2)	44.4 (28.6)
	学術研究・専門サー ビス業	7 (7)	428.0 (473.0)	1 (2)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	5.0 (6.0)	1.17% (1.27)	3 (3)	42.9 (42.9)
	飲食店・宿泊業	24 (26)	2,416.0 (2,605.5)	5 (6)	1 (0)	18 (16)	11 (10)	34.5 (33.0)	1.43% (1.27)	14 (14)	58.3 (53.8)
	生活関連サービス業・ 娯楽業	23 (23)	2,221.5 (2,310.0)	25 (23)	4 (5)	34 (26)	10 (6)	93.0 (80.0)	4.19% (3.46)	16 (12)	69.6 (52.2)
	教育・学習支援業	20 (19)	2,324.5 (2,269.5)	10 (10)	2 (2)	19 (16)	3 (1)	42.5 (38.5)	1.83% (1.70)	12 (11)	60.0 (57.9)
	医療・福祉業	240 (243)	30,664.0 (31,399.5)	167 (145)	42 (49)	433 (484)	189 (165)	903.5 (905.5)	2.95% (2.88)	167 (168)	69.6 (69.1)
	複合サービス業	18 (18)	5,630.5 (5,719.5)	26 (24)	2 (3)	60 (60)	2 (2)	115.0 (112.0)	2.04% (1.96)	11 (9)	61.1 (50.0)
サービス業	68 (62)	9,679.5 (9,257.5)	31 (36)	4 (7)	141 (111)	38 (32)	226.0 (206.0)	2.33% (2.23)	45 (39)	66.2 (62.9)	
規 模 別	45.5人～100人未満	463 (452)	30,183.5 (29,726.0)	115 (115)	37 (50)	353 (346)	122 (105)	681.0 (678.5)	2.26% (2.28)	282 (276)	60.9 (61.1)
	100人～300人未満	281 (289)	43,214.0 (43,775.0)	200 (189)	45 (48)	567 (587)	167 (132)	1,095.5 (1,079.0)	2.54% (2.46)	186 (198)	66.2 (68.5)
	300人～500人未満	54 (49)	17,660.0 (16,288.5)	80 (70)	11 (12)	234 (207)	40 (40)	425.0 (379.0)	2.41% (2.33)	33 (30)	61.1 (61.2)
	500人～1000人未満	22 (22)	14,536.0 (14,512.5)	92 (87)	4 (5)	204 (183)	16 (17)	400.0 (370.5)	2.75% (2.55)	15 (13)	68.2 (59.1)
	1,000人以上	10 (10)	11,558.0 (11,554.5)	49 (50)	3 (4)	162 (156)	18 (18)	272 (269.0)	2.35% (2.33)	7 (6)	70.0 (60.0)

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。

2 重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5人分としてカウントされる。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントされる。

① 平成28年6月2日以降に採用された者であること

② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

3 ( )内は前年の数値である。



## 民間企業における障害種別の雇用状況(宮崎県)

令和元年6月1日現在

	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数					
		A 重度障害者数 人	B 重度身体障害者である短時間労働者 人	C 重度以外の身体障害者 人	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者 人	E 合計 A×2+B+C+D×0.5 人	A 重度知的障害者数 人	B 重度知的障害者である短時間労働者 人	C 重度以外の知的障害者 人	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者 人	E 合計 A×2+B+C+D×0.5 人	A 常用の精神障害者数 人	B 短時間の精神障害者数 人	C Bのうち三年以内の者数 人	D 合計 A+(B-C)×0.5+C 人		
企業計	2,873.5 (2,776.0)	420 (392)	69 (83)	856 (859)	141 (117)	1,835.5 (1,784.5)	116 (119)	31 (36)	355 (321)	155 (134)	695.5 (662.0)	252 (246)	124 (114)	57 (53)	342.5 (329.5)		
業別	農・林・漁業	32.0 (29.0)	4 (2)	1 (1)	11 (12)	3 (4)	21.5 (19.0)	1 (0)	3 (1)	2 (6)	2 (2)	8.0 (8.0)	1 (2)	3 (0)	0 (0)	2.5 (2.0)	
	鉱業,採石業,砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
	建設業	68.0 (65.5)	19 (19)	0 (0)	20 (19)	0 (1)	58.0 (57.5)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	2.0 (2.0)	8 (6)	0 (0)	0 (0)	8.0 (6.0)	
	製造業	716.5 (685.0)	111 (106)	4 (5)	205 (207)	13 (10)	437.5 (429.0)	37 (34)	5 (6)	116 (110)	9 (11)	199.5 (189.5)	73 (59)	8 (9)	5 (6)	79.5 (66.5)	
	電気・ガス・熱供給	9.0 (9.0)	1 (1)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	9.0 (9.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
	情報通信業	45.0 (39.0)	11 (10)	3 (2)	15 (13)	0 (0)	40.0 (35.0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	3.0 (3.0)	
	運輸業・郵便業	136.5 (141.5)	20 (23)	1 (10)	73 (69)	6 (2)	117.0 (126.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (0)	2.0 (1.0)	15 (12)	3 (3)	2 (2)	17.5 (14.5)	
	卸売・小売業	350.5 (333.5)	33 (35)	17 (15)	108 (110)	26 (20)	204.0 (205.0)	11 (10)	8 (10)	69 (52)	29 (31)	113.5 (97.5)	24 (22)	11 (10)	7 (8)	33.0 (31.0)	
	金融業・保険業	84.5 (83.5)	20 (22)	2 (2)	26 (23)	3 (3)	69.5 (70.5)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	3 (3)	3.5 (2.5)	11 (10)	1 (1)	0 (0)	11.5 (10.5)	
	不動産業・物品賃貸業	12.0 (9.0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	7.0 (7.0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	3.0 (1.0)	
	学術研究・専門サービス業	5.0 (6.0)	1 (2)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	5.0 (6.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
	宿泊業・飲食サービス業	34.5 (33.0)	5 (6)	1 (0)	7 (10)	3 (3)	19.5 (23.5)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	6 (4)	7.0 (5.0)	7 (2)	2 (4)	0 (1)	8.0 (4.5)	
	生活関連サービス業・娯楽業	93.0 (80.0)	5 (2)	1 (1)	15 (12)	6 (4)	29.0 (19.0)	20 (21)	3 (4)	13 (12)	2 (2)	57.0 (59.0)	2 (0)	6 (2)	4 (2)	7.0 (2.0)	
	教育・学習支援業	42.5 (38.5)	10 (10)	2 (2)	17 (14)	1 (1)	39.5 (36.5)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	1.5 (1.0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	1.5 (1.0)	
	医療・福祉業	903.5 (905.5)	128 (99)	33 (37)	211 (236)	59 (52)	529.5 (497.0)	39 (46)	9 (12)	110 (111)	86 (65)	240.0 (247.5)	77 (108)	79 (77)	35 (29)	134.0 (161.0)	
	複合サービス業	115.0 (112.0)	22 (21)	0 (1)	46 (48)	0 (0)	90.0 (91.0)	4 (3)	2 (2)	6 (5)	2 (2)	17.0 (14.0)	8 (6)	0 (1)	0 (1)	8.0 (7.0)	
	サービス業	226.0 (206.0)	27 (31)	4 (7)	91 (76)	21 (17)	159.5 (153.5)	4 (5)	0 (0)	26 (16)	13 (14)	40.5 (33.0)	20 (15)	8 (5)	4 (4)	26.0 (19.5)	
	規模別	50人～100人未満	681.0 (678.5)	78 (80)	25 (37)	201 (199)	51 (37)	407.5 (414.5)	37 (35)	12 (13)	79 (74)	48 (45)	189.0 (179.5)	61 (56)	35 (40)	12 (17)	84.5 (84.5)
		100人～300人未満	1095.5 (1,079.0)	174 (155)	30 (30)	342 (350)	51 (40)	745.5 (710.0)	26 (34)	15 (18)	98 (97)	82 (62)	206.0 (214.0)	99 (115)	62 (55)	28 (25)	144.0 (155.0)
300人～500人未満		425.0 (379.0)	72 (65)	8 (8)	134 (130)	20 (20)	296.0 (278.0)	8 (5)	3 (4)	61 (44)	14 (16)	87.0 (66.0)	34 (25)	11 (12)	5 (8)	42.0 (35.0)	
500人～1000人未満		400.0 (370.5)	60 (55)	3 (4)	111 (111)	9 (10)	238.5 (230.0)	32 (32)	1 (1)	53 (45)	5 (5)	120.5 (112.5)	31 (25)	11 (4)	9 (2)	41.0 (28.0)	
1,000人以上		272.0 (269.0)	36 (37)	3 (4)	68 (69)	10 (10)	148.0 (152.0)	13 (13)	0 (0)	64 (61)	6 (6)	93.0 (90.0)	27 (25)	5 (3)	3 (1)	31.0 (27.0)	

(注)1 重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントしている。

2 ( )内は前年の数値である。

## 民間企業における障害者不足数階層別の法定雇用率未達成企業数

令和元年6月1日現在

区 分	法定雇用率 未達成企業 の数	不 足 数						障害者の 数が0人で ある企業	
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人又は 4人	4.5人又は 5人	5.5人以上		
企 業 計	307 (100.0)	241 (78.5)	39 (12.7)	11 (3.6)	13 (4.2)	3 (1.0)	0 (0.0)	178 (58.0)	
産 業 別	農・林・漁業	9 (100.0)	8 (88.9)	0 (0.0)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (66.7)
	鉱業・採石業・砂利 採取業	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	建設業	12 (100.0)	11 (91.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (83.3)
	製造業	55 (100.0)	43 (78.2)	7 (12.7)	1 (1.8)	2 (3.6)	2 (3.6)	0 (0.0)	31 (56.4)
	電気・ガス・熱供給	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	情報通信業	11 (100.0)	7 (63.6)	2 (18.2)	1 (9.1)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (63.6)
	運輸業・郵便業	17 (100.0)	13 (76.5)	3 (17.6)	0 (0.0)	1 (5.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (64.7)
	卸売・小売業	57 (100.0)	48 (84.2)	6 (10.5)	1 (1.8)	2 (3.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	38 (66.7)
	金融業・保険業	8 (100.0)	4 (50.0)	2 (25.0)	1 (12.5)	0 (0.0)	1 (12.5)	0 (0.0)	4 (50.0)
	不動産業・物品賃 貸業	5 (100.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (80.0)
	学術研究・専門 サービス業	4 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
	宿泊業・飲食サー ビス業	10 (100.0)	7 (70.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (50.0)
	生活関連サービス 業・娯楽業	7 (100.0)	6 (85.7)	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (71.4)
	教育・学習支援業	8 (100.0)	6 (75.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (62.5)
	医療・福祉業	73 (100.0)	56 (76.7)	12 (16.4)	2 (2.7)	3 (4.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	34 (46.6)
	複合サービス業	7 (100.0)	4 (57.1)	2 (28.6)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)
サービス業	23 (100.0)	20 (87.0)	1 (4.3)	1 (4.3)	1 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (52.2)	
規 模 別	45.5人～100人未 満	181 (100.0)	175 (96.7)	6 (3.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	159 (87.8)
	100人～300人未 満	95 (100.0)	55 (57.9)	24 (25.3)	8 (8.4)	7 (7.4)	1 (1.1)	0 (0.0)	19 (20.0)
	300人～500人未 満	21 (100.0)	10 (47.6)	4 (19.0)	2 (9.5)	5 (23.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	500人～1000人未 満	7 (100.0)	1 (14.3)	4 (57.1)	1 (14.3)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
	1,000人以上	3 (100.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)

(注) 1 ( )内は全体に対する割合%

## 地方公共団体の障害者の雇用状況(宮崎県)

## 2. 地方公共団体における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

令和元年6月1日現在

	機関数	雇 用 状 況							実雇用率 %	雇用率 達成 機関数	雇用率 達成機関 割合 %
		職員数 人	障害者の数								
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E Dの精神短時間のうち注4に該当する者	E 合計 $A \times 2 + B + C + (D - E) \times 0.5 + E$			
機関	人	人	人	人	人	人	人	機関	機関		
(1) 宮崎県の機関	4	5,570.0	39	5	58	10	1	146.5	2.63	3	75.0
	(4)	(5,100.5)	(35)	(5)	(50)	(7)	(0)	[ 112] (128.5)	(2.52)	(2)	(50.0)
(2) 市 町 村の機関	26	11,147.0	65	12	110	33	5	271	2.43	18	69.2
	(26)	(10,744.5)	(61)	(11)	(113)	(33)	(4)	[ 220] (264.5)	(2.46)	(20)	(76.9)

## 3. 宮崎県教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.4%)

	機関数	雇 用 状 況							実雇用率 %	雇用率 達成 機関数	雇用率 達成機関 割合 %
		職員数 人	障害者の数								
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E Dの精神短時間のうち注4に該当する者	E 合計 $A \times 2 + B + C + (D - E) \times 0.5 + E$			
機関	人	人	人	人	人	人	人	機関	機関		
宮崎県教育委員会	1	7,980.5	59	0	60	0	0	178.0	2.23	0	0.0
	(1)	(6,657.0)	(53)	(0)	(62)	(0)	(0)	[ 119] (168.0)	(2.52)	(1)	(100.0)

## 4. 独立行政法人における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

	機関数	雇 用 状 況							実雇用率 %	雇用率 達成 機関数	雇用率 達成機関 割合 %
		職員数 人	障害者の数								
			A 重度障害者数	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E Dの精神短時間のうち注4に該当する者	E 合計 $A \times 2 + B + C + (D - E) \times 0.5 + E$			
機関	人	人	人	人	人	人	人	機関	機関		
独立行政法人等の機関	5	2,395.5	17	0	25	3	1	61.0	2.55	5	100.0
	(4)	(2,295.5)	(13)	(0)	(22)	(0)	(0)	[ 45] (48.0)	(2.09)	(2)	(50.0)

注 1 [ ]内は実人員。

2 ( )内は前年の数値である。

3 法定雇用率2.4%が適用される機関は、県の教育委員会であり、それ以外の機関は2.5%が適用される。

4 精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者

①平成28年6月2日以降に採用された者であること

②平成28年6月3日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

県の機関、市町村機関、独立行政法人におけるの障害者の雇用状況(詳細版)

(別紙6)

(1)宮崎県の機関(法定雇用率2.5%)

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.dのうち(注1)に該当する職員	f.計 $c + (d - e) \times 0.5 + e$	g.うち新規雇用分
宮崎県の機関	人 146.5 (128.5)	人 39.0 (35)	人 52.0 (5)	人 5.0 (48)	人 9.0 (5)	人 139.5 (125.5)	人 6.0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 6.0 (2)	人 1.0 (2)	人 1.0 (0)	人 7.0 (3)	人 0.0 (0)

12

(2)市町村の機関(法定雇用率2.5%)

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.dのうち(注1)に該当する職員	f.計 $c + (d - e) \times 0.5 + e$	g.うち新規雇用分
市町村の機関	人 271.0 (264.5)	人 65.0 (60)	人 10.0 (10)	人 92.0 (106)	人 26.0 (28)	人 245.0 (250.0)	人 14.5 (0)	人 0.0 (1)	人 2.0 (0)	人 2.0 (1)	人 1.0 (0)	人 4.5 (3)	人 3.5 (1)	人 16.0 (7)	人 6.0 (5)	人 5.0 (4)	人 21.5 (11.5)	人 8.0 (4)

注 1 精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者  
 ①平成28年6月2日以降に採用された者であること ②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

## (3) 宮崎県の教育委員会(法定雇用率2.4%)

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.dのうち(注1)に該当する職員	f.計 $c + (d - e) \times 0.5 + e$	g.うち新規雇用分
宮崎県教育委員会	人 178.0 (168)	人 59.0 (53)	人 0.0 (0)	人 49.0 (50)	人 0.0 (0)	人 167.0 (156)	人 4.0 (4)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 11.0 (12)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 11.0 (12)	人 0.0 (1)

## (4) 地方独立行政法人(法定雇用率2.5%)

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.dのうち(注1)に該当する職員	f.計 $c + (d - e) \times 0.5 + e$	g.うち新規雇用分
地方独立行政法人	人 61.0 (48)	人 17.0 (13)	人 0.0 (0)	人 15.0 (16)	人 1.0 (0)	人 49.5 (42)	人 9.0 (8)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 10.0 (6)	人 2.0 (0)	人 1.0 (0)	人 11.5 (6)	人 6.5 (2)

注 1 精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者

①平成28年6月2日以降に採用された者であること ②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

## 県の機関、市町村機関、独立行政法人における障害者の雇用状況

### (1) 宮崎県の機関(2.5%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎県知事部局	4,088.0	114.0	2.79%	0	
宮崎県企業局	84.0	4.0	4.76%	0	
宮崎県病院局	1,011.5	17.0	1.68%	8.0	
宮崎県警察本部	386.5	11.5	2.98%	0	

### (2) 市町村の機関(2.5%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎市	2,781.5	75.0	2.70%	0	特例認定あり(注4)
都城市	1,490.5	29.5	1.98%	7.5	特例認定あり(注4)
延岡市	1,033.0	24.0	2.32%	1.0	特例認定あり(注4)
日向市	665.0	13.5	2.03%	2.5	特例認定あり(注4)
西都市	376.5	11.0	2.92%	0	特例認定あり(注4)
日南市	672.0	23.0	3.42%	0	特例認定あり(注4)
串間市	416.0	11.0	2.64%	0	
小林市	673.5	16.0	2.38%	0	特例認定あり(注4)
えびの市	319.5	7.0	2.19%	0	
国富町	171.0	4.0	2.34%	0	特例認定あり(注4)
綾町	166.5	2.5	1.50%	1.5	
高千穂町	312.5	3.0	0.96%	4.0	
日之影町	110.0	3.0	2.73%	0	
五ヶ瀬町	108.0	2.0	1.85%	0	
門川町	153.0	3.0	1.96%	0	
美郷町	175.0	6.0	3.43%	0	
諸塚村	94.5	2.0	2.12%	0	
椎葉村	102.0	2.0	1.96%	0	
都農町	213.5	4.0	1.87%	1.0	
川南町	171.0	6.0	3.51%	0	
木城町	77.0	1.0	1.30%	0	
高鍋町	164.0	3.0	1.83%	1.0	特例認定あり(注4)
新富町	185.0	5.5	2.97%	0	
西米良村	89.5	4.0	4.47%	0	
三股町	203.5	6.0	2.95%	0	
高原町	223.5	4.0	1.79%	1.0	

### (3) 宮崎県の機関(2.4%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎県教育委員会	7,980.5	178.0	2.23%	13.0	

### (4) 独立行政法人等(2.5%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
国立大学法人 宮崎大学	2,065.0	51.0	2.47%	0	
独立行政法人 航空大学校	132.5	3.0	2.26%	0	
公立大学法人 宮崎県立看護大学	63.0	2.0	3.17%	0	
公立大学法人 宮崎公立大学	52.0	2.0	3.85%	0	
地方独立行政法人 西都児湯医療センター	83.0	3.0	3.61%	0	

- 注
- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
  - ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。  
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
  - ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0になることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
  - 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
  - 市町村の機関のうち教育委員会については、職員数が40人未満であるため、報告対象外。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]  
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]  
 [ 労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、  
 独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]  
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]  
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成28年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成28年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること